

<p>二 他人の用に供するた めに構成した著作権法 第二条第一項第十号の 三に規定するデータベ ース（以下この号にお いて「データベース」 という。）を譲渡し、 提供し、又はその利用 の許諾を行う事業（第 三項において「データ ベース業」という。） を営む法人</p>	<p>ハ 情報処理システムの 構想、企画、設計、評 価若しくは監査又は情 報処理システムの利用 者に対する教育若しく は指導に関する役務と して政令で定めるもの の開発に要する費用</p>	<p>相当する金額との合 計額）</p>
<p>データベースの構成に要 する費用</p>	<p>当該役務で当該法人 が開発したものとし て政令で定めるもの の提供に係る当該事 業年度の収入金額と して政令で定めると ころにより計算した 金額の百分の七に相 当する金額</p>	<p>当該事業年度におけ るデータベース（政 令で定める要件を満 たすものに限る。） の譲渡、提供又は利 用の許諾に係る収入 金額として政令で定 めるところにより計 算した金額の百分の 八に相当する金額（ 当該計算した金額が 政令で定める金額を 超える場合には、当 該政令で定める金額 の百分の八に相当す る金額と当該超える 部分の金額の百分の 六に相当する金額と の合計額）</p>

三 統合情報処理システムサービス（相手方との間に締結した契約に基づき、一の情報処理システムにつき、その設計、プログラムの作成、試験、運用の準備及び保守のすべてを行う役務をいう。以下この条において同じ。）を提供する事業（第三項において「システムサービス」という。）を営む法人のうち当該事業を的確に行う能力がある者として政令で定めるもの（政令で定める電子計算機の製造の事業を営む者を除く。）

統合情報処理システムサービスに係る情報処理システムの欠陥につきその引渡し後において当該法人が自己の負担により無償で行う補修に要する費用

当該事業年度における統合情報処理システムサービス（政令で定める要件を満たすものに限る。）の提供に係る収入金額（有償で行う保守に係るもの及び分割型分割（適格分割型分割を除く。）により分割承継法人が無償で補修することとなるものを除く。）として政令で定めるところにより計算した金額の百分の十に相当する金額（当該金額が政令で定める金額を超える場合には、当該政令で定める金額）

2

前項に規定する法人（連結事業年度において第六十八条の五十一第一項の規定の適用を受けたものを含む。）の各事業年度終了の日において、前事業年度（当該各事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該法人のその前日を含む連結事業年度。以下この項において「前事業年度等」という。）から繰り越されたプログラム等準備金の金額（当該各事業年度終了の日において同条第一項のプログラム等準備金を積み立てている当該法人の前事業年度等から繰り越された当該プログラム等準備金の金額（以下この項において「連結プログラム等準備金の金額」という。）がある場合には当該連結プログラム等準備金の金額を含むものとし、当該各事業年度終了の日までに次項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額（同条第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前事業年度等の終了

の日までにこの項の規定により益金の額に算入された金額（同条第二項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。）のうちその積立てをした事業年度（連結プログラム等準備金の金額にあつては、その積立てをした連結事業年度。以下この項及び次項において「積立事業年度」という。）終了の日の翌日から四年を経過したもの（以下この項において「据置期間経過準備金額」という。）がある場合には、当該据置期間経過準備金額については、その積立てをした積立事業年度別に区分した各金額ごとに、当該区分した金額の積立てをした積立事業年度の所得の金額の計算上前項の規定により損金の額に算入された当該プログラム等準備金として積み立てた金額（当該据置期間経過準備金額が連結プログラム等準備金の金額に係るものである場合には、当該区分した金額の積立てをした積立事業年度の連結所得の金額の計算上第六十八条の五十一第一項の規定により損金の額に算入された同項のプログラム等準備金として積み立てた金額）に当該各事業年度の月数を乗じてこれを四十八で除して計算した金額（当該計算した金額が当該区分した金額を超える場合には、当該区分した金額）に相当する金額を、それぞれ、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 第一項のプログラム等準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十一第一項のプログラム等準備金を含む。）を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合（当該法人を被合併法人とする適格合併が行われた場合又は適格分割型分割により統合情報処理システムサービスに係る情報処理システムの欠陥につき第一項の表の第三号の中欄に規定する無償で行う補修（以下この項及び第九項において「無償補修」という。）を行わないこととなつた場合を除く。）に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度（第二号に掲げる場合にあつては、合併又は分割型分割の日の前日を含む事業年度）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合において、第二号又は第四号に掲げる場合に該当するときは、これらの号に規定するプログラム等準備金の金額をその積立てをした積立事業年度別に区分した各金額のうち、その積立てをした積立事業年度が最も古いものから順次益金の額に算入されるものとする。

一 ソフトウェア業、データベース業又はシステムサービス業を廃止した場合（適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により廃止した場合を除く。）当該廃止の日におけるプログラム等準備金の金額

二 当該法人を被合併法人とする合併が行われた場合又は分割型分割により無償

補修の全部又は一部を行わないこととなつた場合、その合併直前におけるプログラム等準備金の金額又はその分割型分割直前における当該無償補修に係るプログラム等準備金の金額のうちその行わないこととなつた無償補修に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該分割型分割により当該無償補修の全部を行わないこととなつた場合には、その分割型分割直前におけるプログラム等準備金の金額）

三 解散した場合（合併により解散した場合を除く。）その解散の日におけるプログラム等準備金の金額

四 前項、前三号、次項及び第五項の場合以外の場合においてプログラム等準備金の金額を取り崩した場合、その取り崩した日におけるプログラム等準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

4 第二項のプログラム等準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十一第一項のプログラム等準備金を含む。）を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しとなった事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）におけるプログラム等準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日（以下この項において「二年経過日」という。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度）までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合において、当該プログラム等準備金の金額については、前二項、第八項及び第九項の規定は、適用しない。

5 第一項のプログラム等準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十一第一項のプログラム等準備金を含む。）を積み立てている法人が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき（青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をしたことにより、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないこととなつた場合を含む。）は、当該事業年度終了の日におけるプログラム等準備

- 備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、前三項、第八項及び第九項の規定は、適用しない。
- 6 第二項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。
- 7 第五十五条の五第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。
- 8 第五十五条第十一項から第十三項までの規定は、第一項のプログラム等準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十一第一項のプログラム等準備金を含む。）を積み立てている法人が被合併法人となる適格合併が行われた場合（第六十八条の五十一第七項前段に規定する場合を除く。）について準用する。この場合において、第五十五条第十二項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十一第七項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、同条第十三項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十一第七項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、「第三項」とあるのは「第五十七条第二項」と、「同条第十項」とあるのは「第六十八条の五十一第七項において準用する第六十八条の四十三第十項」と読み替えるものとする。
- 9 第五十五条第十四項、第十六項及び第十七項の規定は、第一項のプログラム等準備金（同項の表の第三号に係るものに限るものとし、連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十一第一項のプログラム等準備金（同項の表の第三号に係るものに限る。）を含む。）を積み立てている法人が適格分割型分割により無償補修を行わないこととなつた場合（当該適格分割型分割に係る分割承継法人が当該プログラム等準備金を積み立てている法人の行わないこととなつた当該無償補修を行うこととなつた場合）に限り、第六十八条の五十一第八項前段に規定する場合を除く。）について準用する。この場合において、第五十五条第十六項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十一第八項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、同条第十七項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十一第八項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、「第三項」とあるのは「第五十七条第二項」と、「同条第十項」とあるのは「第六十八条の五十一第八項において準用する第六十八条の四十三第十項」と読み替えるものとする。
- 10 第七項に定めるもののほか、第一項から第六項まで及び前二項の規定の適用に
関し必要な事項は、政令で定める。

(原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金)

第五十七条の六 省略

2512 省略

13 第一項又は第八項の原子力保険に係る異常危険準備金又は地震保険に係る異常危険準備金(連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十六第一項の原子力保険に係る異常危険準備金又は地震保険に係る異常危険準備金を含む。)を積み立てている法人が現物出資により被現物出資法人に当該異常危険準備金に係る原子力保険又は地震保険の保険契約の全部を移転した場合(同条第十四項前段に規定する場合を除く。)には、その現物出資直前における当該異常危険準備金の金額は、当該被現物出資法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被現物出資法人が引継ぎを受けた異常危険準備金の金額は、当該被現物出資法人がその現物出資の日において有する第一項の異常危険準備金の金額(当該被現物出資法人の当該現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の異常危険準備金の金額)とみなす。

14517 省略

(中小企業等の貸倒引当金の特例)

第五十七条の九 省略

2 法人税法第二条第六号に規定する公益法人等又は同条第七号に規定する協同組合等の平成十年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の所得の金額に係る同法第五十二条第二項の規定の適用については、同項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額(当該内国法人が租税特別措置法第五十七条の九第一項(中小企業等の貸倒引当金の特例)の規定の適用を受ける場合には、同項に規定する政令で定める割合を乗じて計算した金額)の百分の百十六に相当する金額」とする。

(原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金)

第五十七条の六 同上

2512 同上

13 第一項又は第八項の原子力保険に係る異常危険準備金又は地震保険に係る異常危険準備金(連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十六第一項の原子力保険に係る異常危険準備金又は地震保険に係る異常危険準備金を含む。)を積み立てている法人が現物出資により被現物出資法人に当該異常危険準備金に係る原子力保険又は地震保険の保険契約の全部を移転した場合(同条第十四項前段に規定する場合を除く。)には、その現物出資直前における当該異常危険準備金の金額は、当該被現物出資法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被現物出資法人が引継ぎを受けた異常危険準備金の金額は、当該被現物出資法人がその現物出資の日において有する第一項の異常危険準備金の金額(当該分割承継法人の当該分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の異常危険準備金の金額)とみなす。

14517 同上

(中小企業等の貸倒引当金の特例)

第五十七条の九 同上

2 法人税法第二条第六号に規定する公益法人等又は同条第七号に規定する協同組合等の平成十年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の所得の金額に係る同法第五十二条第二項の規定の適用については、同項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額(当該内国法人が租税特別措置法第五十七条の九第一項(中小企業等の貸倒引当金の特例)の規定の適用を受ける場合には、同項に規定する政令で定める割合を乗じて計算した金額)の百分の百十六に相当する金額」とする。

第三節 技術等海外取引に係る課税の特例

(技術等海外取引に係る所得の特別控除)

第五十八条 青色申告書を提出する法人の昭和三十九年四月一日から平成十五年三月三十一日までの期間(以下この項において「指定期間」という。)内の日を含む各事業年度の総収入金額のうち技術等海外取引による指定期間内の収入金額(政令で定める収入金額を除く。)がある場合には、当該収入金額の百分の十二

に相当する金額（当該金額が当該事業年度の所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の十五に相当する金額を超える場合には、当該百分の十五に相当する金額）は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項に規定する技術等海外取引とは、専門的な科学技術に関する知識を必要とする次に掲げる役務の提供（政令で定めるものに限るものとし、第三者（連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）を通じてこれらの取引を行い、当該第三者がその対価を受領する場合には、当該第三者を通じてこれらの取引をした者の当該取引とする。以下この項及び第五項において「技術役務の提供」という。）のうち、新開発地域（開発途上にある海外の地域として政令で定める地域をいう。第五項において同じ。）内において業務を行う非居住者（第二条第一項第一号の二に規定する非居住者をいう。第五項において同じ。）又は外国法人（当該技術役務の提供を行う法人との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式又は出資（当該他方の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数の百分の二十五以上の数の株式又は出資を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める特殊の関係にある外国法人を除く。第五項において同じ。）に対するもので当該業務に係るものをいう。

一 調査、企画、立案、助言、設計、監督又は検査に係る役務の提供で生産設備及びこれに準ずるものの建設又は製造に関するもの

二 農業、林業又は漁業に関する技術指導に係る役務の提供

三 測量に係る役務の提供

3 前項に規定する役務の提供には、その対価の支払が日本国と外国との間に締結された賠償に関する条約に基づき日本国政府又は外国政府によりされるものその他これに類するものとして政令で定めるものを含まないものとする。

4 第二項第三号に掲げる役務の提供を行った者がある場合において、当該役務の提供に係る材料代、人夫賃その他の費用で当該役務の提供を行った地域内において支出したものがあるときは、当該役務の提供に係る第一項に規定する技術等海外取引による収入金額は、当該役務の提供による収入金額から当該支出した金額に相当する金額を控除した金額によるものとする。

5 第一項に規定する技術等海外取引による収入金額は、当該技術等海外取引が技術役務の提供であり、かつ、新開発地域内において業務を行う非居住者又は外国法人に対するもので当該業務に係るものであることについて、当該事業年度の法人税法第七十一条第一項又は第七十四条第一項（これらの規定を同法第百四十五

第三節 鉱業所得の課税の特例

(探鉱準備金又は海外探鉱準備金)

第五十八条 省 略

2510 省 略

11 第五十五条第十一项、第十二项及び第十三项前段の規定は、第一項の探鉱準備金又は第二項の海外探鉱準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の六十一第一項の探鉱準備金又は同条第二項の海外探鉱準備金を含む。）を積み立てている法人が被合併法人となる適格合併が行われた場合（第六十八条の六十一第十项前段に規定する場合を除く。）について準用する。この場合において、第五十五条第十二项中「第六十八条の四十三第十项」とあるのは「第六十八条の六十一第十项において準用する第六十八条の四十三第十项」と、同条第十三项前段中「第六十八条の四十三第十项」とあるのは「第六十八条の六十一第十项において準用する第六十八条の四十三第十项」と、「第三项」とあるのは「第五十八条第四项」と、「同条第十项」とあるのは「第六十八条の六十一第十项において準用する第六十八条の四十三第十项」と読み替えるものとする。

12 第五十五条第十四项、第十五项前段、第十六项及び第十七项前段の規定は、第一項又は第九項の探鉱準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の六十一第一項の探鉱準備金を含む。）を積み立てている法人が適格分割により分割

条第一項において準用する場合を含む。）の規定による申告書の提出期限までに財務省令で定めるところにより証明された取引による収入金額に限るものとする。

6 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により損金の額に算入される金額は、当該申告に係るその損金の額に算入されるべき金額に限るものとする。

7 第一項の規定の適用を受けた法人の同項の規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第二条第十八号の規定の適用については同号イに規定する所得の金額に、同法第六十七条第二項及び第三項の規定の適用についてはこれらの規定に規定する所得等の金額にそれぞれ含まれるものとする。

第三節の二 鉱業所得の課税の特例

(探鉱準備金又は海外探鉱準備金)

第五十八条の二 同 上

2510 同 上

11 第五十五条第十一项、第十二项及び第十三项前段の規定は、第一項の探鉱準備金又は第二項の海外探鉱準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の六十一第一項の探鉱準備金又は同条第二項の海外探鉱準備金を含む。）を積み立てている法人が被合併法人となる適格合併が行われた場合（第六十八条の六十一第十项前段に規定する場合を除く。）について準用する。この場合において、第五十五条第十二项中「第六十八条の四十三第十项」とあるのは「第六十八条の六十一第十项において準用する第六十八条の四十三第十项」と、同条第十三项前段中「第六十八条の四十三第十项」とあるのは「第六十八条の六十一第十项において準用する第六十八条の四十三第十项」と、「第三项」とあるのは「第五十八条の二第四项」と、「同条第十项」とあるのは「第六十八条の六十一第十项において準用する第六十八条の四十三第十项」と読み替えるものとする。

12 第五十五条第十四项、第十五项前段、第十六项及び第十七项前段の規定は、第一項又は第九項の探鉱準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の六十一第一項の探鉱準備金を含む。）を積み立てている法人が適格分割により分割

承継法人に鉱業事務所を移転した場合（第三項に規定する新鉱床探鉱費を支出している試掘権を併せて移転した場合に限り、第六十八条の六十一第一項前段に規定する場合を除く。）について準用する。この場合において、第五十五条第十五項前段中「第三項」とあるのは「第五十八条第四項」と、同条第十六項中「第六十八条の四十三第三十二項」とあるのは「第六十八条の六十一第一項において準用する第六十八条の四十三第三十二項」と、同条第十七項前段中「第六十八条の四十三第三十二項」とあるのは「第六十八条の六十一第一項において準用する第六十八条の四十三第三十二項」と、「第三項」とあるのは「第五十八条第四項」と、「同条第十二項」とあるのは「第六十八条の六十一第一項において準用する第六十八条の四十三第三十二項」と読み替えるものとする。

13 第五十五条第十八項、第十九項前段、第二十項及び第二十一項前段の規定は、第一項又は第九項の探鉱準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の六十一第一項の探鉱準備金を含む。）を積み立てている法人が適格現物出資により被現物出資法人に鉱業事務所を移転した場合（第三項に規定する新鉱床探鉱費を支出している試掘権を併せて移転した場合に限り、第六十八条の六十一第十二項前段に規定する場合を除く。）について準用する。この場合において、第五十五条第十九項前段中「第三項」とあるのは「第五十八条第四項」と、同条第二十二項中「第六十八条の四十三第十五項」とあるのは「第六十八条の六十一第十二項において準用する第六十八条の四十三第十五項」と、同条第二十一項前段中「第六十八条の四十三第十五項」とあるのは「第六十八条の六十一第十二項において準用する第六十八条の四十三第十五項」と、「第三項」とあるのは「第五十八条第四項」と、「同条第十五項」とあるのは「第六十八条の六十一第十二項において準用する第六十八条の四十三第十五項」と読み替えるものとする。

14 第五十五条第二十二項、第二十三項前段、第二十四項及び第二十五項前段の規定は、第一項又は第九項の探鉱準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の六十一第一項の探鉱準備金を含む。）を積み立てている法人が適格事後設立により被事後設立法人に鉱業事務所を移転した場合（第三項に規定する新鉱床探鉱費を支出している試掘権を併せて移転した場合に限り、第六十八条の六十一第十三項前段に規定する場合を除く。）について準用する。この場合において、第五十五条第二十三項前段及び第二十五項前段中「第三項」とあるのは、「第五十八条第四項」と読み替えるものとする。

15・16 省 略

承継法人に鉱業事務所を移転した場合（第三項に規定する新鉱床探鉱費を支出している試掘権を併せて移転した場合に限り、第六十八条の六十一第一項前段に規定する場合を除く。）について準用する。この場合において、第五十五条第十五項前段中「第三項」とあるのは「第五十八条の二第四項」と、同条第十六項中「第六十八条の四十三第三十二項」とあるのは「第六十八条の六十一第一項において準用する第六十八条の四十三第三十二項」と、同条第十七項前段中「第六十八条の四十三第三十二項」とあるのは「第六十八条の六十一第一項において準用する第六十八条の四十三第三十二項」と、「第三項」とあるのは「第五十八条の二第四項」と、「同条第十二項」とあるのは「第六十八条の六十一第一項において準用する第六十八条の四十三第三十二項」と読み替えるものとする。

13 第五十五条第十八項、第十九項前段、第二十項及び第二十一項前段の規定は、第一項又は第九項の探鉱準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の六十一第一項の探鉱準備金を含む。）を積み立てている法人が適格現物出資により被現物出資法人に鉱業事務所を移転した場合（第三項に規定する新鉱床探鉱費を支出している試掘権を併せて移転した場合に限り、第六十八条の六十一第十二項前段に規定する場合を除く。）について準用する。この場合において、第五十五条第十九項前段中「第三項」とあるのは「第五十八条の二第四項」と、同条第二十二項中「第六十八条の四十三第十五項」とあるのは「第六十八条の六十一第十二項において準用する第六十八条の四十三第十五項」と、同条第二十一項前段中「第六十八条の四十三第十五項」とあるのは「第六十八条の六十一第十二項において準用する第六十八条の四十三第十五項」と、「第三項」とあるのは「第五十八条の二第四項」と、「同条第十五項」とあるのは「第六十八条の六十一第十二項において準用する第六十八条の四十三第十五項」と読み替えるものとする。

14 第五十五条第二十二項、第二十三項前段、第二十四項及び第二十五項前段の規定は、第一項又は第九項の探鉱準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の六十一第一項の探鉱準備金を含む。）を積み立てている法人が適格事後設立により被事後設立法人に鉱業事務所を移転した場合（第三項に規定する新鉱床探鉱費を支出している試掘権を併せて移転した場合に限り、第六十八条の六十一第十三項前段に規定する場合を除く。）について準用する。この場合において、第五十五条第二十三項前段及び第二十五項前段中「第三項」とあるのは、「第五十八条の二第四項」と読み替えるものとする。

15・16 同 上

(新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除)

第五十九条 省 略

2 省 略

3 前二項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等にこれらの規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により損金の額に算入される金額は、当該申告に係るその損金の額に算入されるべき金額に限るものとする。

4 省 略

第三節の二 沖繩の認定法人の課税の特例

(沖繩の認定法人の所得の特別控除)

第六十条 省 略

2 5 省 略

(漁業協同組合等の留保所得の特別控除)

第六十一条 出資組合である漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、商工組合、商工組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会(中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号又は第三号の事業を行う協同組合連合会を除く)。

(、生活衛生同業組合並びに生活衛生同業組合連合会並びに消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会で政令で定めるものが、昭和三十九年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に終了する各事業年度(当該法人の設立の日(合併により設立された法人にあつては、各被合併法人の設立の日のうち最も早い日)以後五年を経過する日を含む事業年度後の各事業年度については、当該各事業年度終了の日における出資総額が一億円以下である場合における当該各事業年度に限る。)において、その所得の全部又は一部を留保したときは、その留保した金額として政令で定めるところにより計算した金額(当該事業年度終了の日における利益積立金額(当該事業年度において留保した金額を含む。以下この項にお

(新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除)

第五十八条の三 同 上

2 同 上

3 第五十八条第六項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。

4 同 上

第三節の三 沖繩の認定法人の課税の特例

(沖繩の認定法人の所得の特別控除)

第五十九条 同 上

2 5 同 上

第六十条 削除

(農業協同組合等の留保所得の特別控除)

第六十一条 出資組合である農業協同組合及び農業協同組合連合会(農業協同組合法第十条第一項第三号に掲げる事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会を除く)。(、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会(中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号又は第三号の事業を行う協同組合連合会を除く)。(、生活衛生同業組合並びに生活衛生同業組合連合会並びに消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会で政令で定めるものが、昭和三十九年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に終了する各事業年度(当該法人の設立の日(合併により設立された法人にあつては、各被合併法人の設立の日のうち最も早い日)以後五年を経過する日を含む事業年度後の各事業年度については、当該各事業年度終了の日における出資総額が一億円以下である場合における当該各事業年度に限る。)に

において、その所得の全部又は一部を留保したときは、その留保した金額として政

いて同じ。)が同日における出資総額の四分の一に相当する金額を超える場合には、当該政令で定めるところにより計算した金額のうちその超える金額に係る部分の金額を除く。以下この項において「控除対象留保金額」という。)の百分の三十二に相当する金額(当該事業年度終了の日における出資総額が一億円を超える法人の同日における利益積立金額が二千五百万円を超える事業年度については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額)は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 四 省 略

2 3 6 省 略

(農用地利用集積準備金)

第六十一条の二 青色申告書を提出する法人で平成五年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度(解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)終了の日において農業経営基盤強化促進法第二十三条第三項の認定に係る同条第七項に規定する特定農用地利用規程(以下この項及び第三項において「特定農用地利用規程」という。)に定める同条第四項の特定農業法人(第三項において「特定農業法人」という。)に該当するものが、当該事業年度において、同法第四条第一項第一号に規定する農用地について当該特定農用地利用規程の定めるところに従い同法第二十三条第五項第三号の利用権の設定等又は農作業の委託を受けるために要する費用の支出に備えるため、当該事業年度の農業に係る収入金額として政令で定める金額の百分の九に相当する金額以下の金額を損金経理の方法(確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により農用地利用集積準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 3 8 省 略

(交際費等の損金不算入)

第六十一条の四 法人が昭和五十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に開始する各事業年度(清算中の各事業年度を除く。)において支出する交際費等の額(当該事業年度終了の日における資本又は出資の金額(資本又は出資を

令で定めるところにより計算した金額(当該事業年度終了の日における利益積立金額(当該事業年度において留保した金額を含む。以下この項において同じ。))が同日における出資総額の四分の一に相当する金額を超える場合には、当該政令で定めるところにより計算した金額のうちその超える金額に係る部分の金額を除く。以下この項において「控除対象留保金額」という。)の百分の三十二に相当する金額(当該事業年度終了の日における出資総額が一億円を超える法人の同日における利益積立金額が二千五百万円を超える事業年度については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額)は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 四 同 上

2 3 6 同 上

(農用地利用集積準備金)

第六十一条の二 青色申告書を提出する法人で平成五年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度(解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)終了の日において農業経営基盤強化促進法第二十三条第三項の認定に係る同条第七項に規定する特定農用地利用規程(以下この項及び第三項において「特定農用地利用規程」という。)に定める同条第四項の特定農業法人(第三項において「特定農業法人」という。)に該当するものが、当該事業年度において、同法第四条第一項第一号に規定する農用地について当該特定農用地利用規程の定めるところに従い同法第二十三条第五項第三号の利用権の設定等又は農作業の委託を受けるために要する費用の支出に備えるため、当該事業年度の農業に係る収入金額として政令で定める金額の百分の十に相当する金額以下の金額を損金経理の方法(確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により農用地利用集積準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 3 8 同 上

(交際費等の損金不算入)

第六十一条の四 法人が昭和五十七年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度(清算中の各事業年度を除く。)において支出する交際費等の額(当該事業年度終了の日における資本又は出資の金額(資本又は出資を

有しない法人その他政令で定める法人にあつては、政令で定める金額）が一億円以下である法人については、当該交際費等の額のうち次に掲げる金額の合計額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

一 当該交際費等の額のうち四百万円に当該事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額（次号において「定額控除限度額」という。）に達するまでの金額の百分の十に相当する金額

二 省 略

2・3 省 略

（使途秘匿金の支出がある場合の特例）

第六十二条 法人（法人税法第二条第五号に規定する公共法人を除く。以下この項において同じ。）は、その使途秘匿金の支出について法人税を納める義務があるものとし、法人が平成六年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に使途秘匿金の支出をした場合には、当該法人に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額又は解散（合併による解散を除く。）をした場合における清算所得（当該法人が同法第九十二条に規定する内国普通法人等である場合の清算所得に限る。）に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項から第三項まで（これらの規定を同法第二百二条第一項第二号において適用するものとする場合を含む。）第九十九条及び第四百四十三条第一項から第三項まで並びに第四十二条の四第十項、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第六項及び第七項、第四十二条の七第六項及び第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第六項及び第七項、第四十二条の十一第十一項及び第十二項、第六十二条の三第一項及び第八項、第六十三条第一項、第六十七条の二第一項並びに第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該使途秘匿金の支出の額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

2・5 省 略

6 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 省 略

二 第四十二条の四から第四十二条の七まで及び第四十二条の九から第四十二条の十一までの規定の適用については、第四十二条の四第一項、第四十二条の五第二項、第四十二条の六第二項、第四十二条の七第二項及び第四十二条の九第一項中「並びに第四十二条の十一第六項から第八項まで、第十一項及び第十二

有しない法人その他政令で定める法人にあつては、政令で定める金額）が五千万円以下である法人については、当該交際費等の額のうち次に掲げる金額の合計額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

一 当該交際費等の額のうち四百万円に当該事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額（次号において「定額控除限度額」という。）に達するまでの金額の百分の二十に相当する金額

二 同 上

2・3 同 上

（使途秘匿金の支出がある場合の特例）

第六十二条 法人（法人税法第二条第五号に規定する公共法人を除く。以下この項において同じ。）は、その使途秘匿金の支出について法人税を納める義務があるものとし、法人が平成六年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に使途秘匿金の支出をした場合には、当該法人に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額又は解散（合併による解散を除く。）をした場合における清算所得（当該法人が同法第九十二条に規定する内国普通法人等である場合の清算所得に限る。）に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項から第三項まで（これらの規定を同法第二百二条第一項第二号において適用するものとする場合を含む。）第九十九条及び第四百四十三条第一項から第三項まで並びに第四十二条の五第五項、第四十二条の七第六項及び第七項、第四十二条の八第六項及び第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第六項及び第七項、第四十二条の十一第六項及び第七項、第六十二条の三第一項及び第八項、第六十三条第一項、第六十七条の二第一項並びに第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該使途秘匿金の支出の額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

2・5 同 上

6 同 上

一 同 上

二 第四十二条の四、第四十二条の五及び第四十二条の七から第四十二条の十一までの規定の適用については、第四十二条の四第一項、第四十二条の五第二項、第四十二条の七第二項、第四十二条の八第二項及び第四十二条の九第一項中「並びに第四十二条の十一第二項から第四項まで、第六項及び第七項」とある

項」とあるのは、「第四十二条の十一第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項並びに第六十二条第一項」と、第四十二条の十第二項中「並びに次条第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」とあるのは、「次条第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項並びに第六十二条第一項」と、第四十二条の十一第六項中「並びに前条第二項から第四項まで、第六項及び第七項」とあるのは、「前条第二項から第四項まで、第六項及び第七項並びに第六十二条第一項」とする。

7・8 省略

(土地の譲渡等がある場合の特別税率)

第六十二条の三 法人が土地の譲渡等をした場合には、当該法人に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額又は清算所得に対する法人税の額は、法人税法第六十六条第一項から第三項まで（これらの規定を同法第一百零二条第一項第二号において適用するものとする場合を含む。）、第九十九条及び第四百四十三条第一項から第三項まで並びに第四十二条の四第十一項、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第六項及び第七項、第四十二条の七第六項及び第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第六項及び第七項、第四十二条の十一第十一項及び第十二項、第六十二条第一項、第八項、次条第一項、第六十七条の二第一項並びに第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該土地の譲渡等（次条第一項の規定の適用があるものを除く。）に係る譲渡利益金額の合計額に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

2・3 省略

4 第一項の規定は、法人が、平成四年一月一日から平成十五年十二月三十一日までの間に、その有する土地等（棚卸資産に該当するものを除く。以下第八項まで及び第十項において同じ。）の譲渡をした場合において、当該土地等の譲渡が次に掲げる土地等の譲渡に該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされたときは、適用しない。

一 省略

二 都市基盤整備公団、土地開発公社その他これらに準ずる法人で宅地若しくは住宅の供給又は土地の先行取得の業務を行うことを目的とするものとして政令で定めるものに対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該業務を行うために直接必要であると認められるもの（第五号に掲げる譲渡又は土地開発

のは、「第四十二条の十一第二項から第四項まで、第六項及び第七項並びに第六十二条第一項」と、第四十二条の十第二項中「並びに次条第二項から第四項まで、第六項及び第七項」とあるのは、「次条第二項から第四項まで、第六項及び第七項並びに第六十二条第一項」と、第四十二条の十一第二項中「並びに前条第二項から第四項まで、第六項及び第七項」とあるのは、「前条第二項から第四項まで、第六項及び第七項並びに第六十二条第一項」とする。

7・8 同上

(土地の譲渡等がある場合の特別税率)

第六十二条の三 法人が土地の譲渡等をした場合には、当該法人に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額又は清算所得に対する法人税の額は、法人税法第六十六条第一項から第三項まで（これらの規定を同法第一百零二条第一項第二号において適用するものとする場合を含む。）、第九十九条及び第四百四十三条第一項から第三項まで並びに第四十二条の五第五項、第四十二条の七第六項及び第七項、第四十二条の八第六項及び第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第六項及び第七項、第四十二条の十一第六項及び第七項、第六十二条第一項、第八項、次条第一項、第六十七条の二第一項並びに第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該土地の譲渡等（次条第一項の規定の適用があるものを除く。）に係る譲渡利益金額の合計額に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

2・3 同上

4 同上

一 同上

二 都市基盤整備公団、土地開発公社その他これらに準ずる法人で宅地若しくは住宅の供給又は土地の先行取得の業務を行うことを目的とするものとして政令で定めるものに対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該業務を行うために直接必要であると認められるもの（土地開発公社に対する土地等の譲

公社に対する政令で定める土地等の譲渡に該当するものを除く。）

三・四 省略

五 都市再生特別措置法第二十五条に規定する認定計画に係る同条に規定する都市再生事業（当該認定計画に定められた建築物（その建築面積が財務省令で定める面積以上であるものに限る。）の建築がされること、その事業の施行される土地の区域の面積が一ヘクタール以上であることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。）（同法第二十三条に規定する認定事業者（当該認定計画に定めるところにより当該認定事業者と当該区域内の土地等の取得に関する協定を締結した都市基盤整備公団及び地域振興整備公団を含む。）に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該都市再生事業の用に供されるもの（前二号に掲げる譲渡に該当するものを除く。））

六 マンションの建替えの円滑化等に関する法律第十五条第一項若しくは第六十条第一項若しくは第三項の請求若しくは同法第五十六条第一項の申出に基づくマンション建替事業（同法第二条第四号に規定するマンション建替事業をいう。以下この号において同じ。）の施行者（同法第二条第五号に規定する施行者をいう。以下この号において同じ。）に対する土地等の譲渡又は同法第二条第六号に規定する施行マンションが政令で定める建築物に該当し、かつ、同条第七号に規定する施行再建マンションの延べ面積が当該施行マンションの延べ面積以上であるマンション建替事業の施行者に対する土地等（同法第四十五条第二項に規定する隣接施行敷地に係るものに限る。）の譲渡で、これらの譲渡に係る土地等がこれらのマンション建替事業の用に供されるもの（前号に掲げる譲渡に該当するものを除く。））

七 建築面積が政令で定める面積以上である建築物の建築をする事業（当該事業の施行される土地の区域の面積が五百平方メートル以上であることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。）を行う者に対する都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域のうち政令で定める地域内にある土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの（前二号、第九号又は第十号から第十四号までに掲げる譲渡に該当するものを除く。））

八 地上階数四以上の中高層の耐火建築物の建築をする政令で定める事業を行う者に対する第六十五条の七第一項の表の第十四号の上欄のイ又はロに掲げる区域又は地区内にある土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの（前三号、次号又は第十一号から第十四号までに掲げる譲渡に該当するものを除く。））

渡である場合には、政令で定める土地等の譲渡を除く。）

三・四 同上

五 マンションの建替えの円滑化等に関する法律第十五条第一項若しくは第六十条第一項の請求又は同法第五十六条第一項の申出に基づく同法第二条第四号に規定するマンション建替事業の同条第五号に規定する施行者に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの

六 建築面積が政令で定める面積以上である建築物の建築をする事業（当該事業の施行される土地の区域の面積が五百平方メートル以上であることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。）を行う者に対する都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域のうち政令で定める地域内にある土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの（前号、第八号又は第十号から第十三号までに掲げる譲渡に該当するものを除く。））

七 地上階数四以上の中高層の耐火建築物の建築をする政令で定める事業を行う者に対する第六十五条の七第一項の表の第十四号の上欄のイ又はロに掲げる区域又は地区内にある土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの（前二号、次号又は第十号から第十三号までに掲げる譲渡に該当するものを除く。））

九 一団の宅地の造成（次に掲げる要件を満たすものに限る。）を行う個人（都市計画法第四十四条又は第四十五条に規定する開発許可に基づく地位の承継（以下この号において「開発許可に基づく地位の承継」という。）があつた場合には当該開発許可に基づく地位の承継に係る被承継人である個人又は当該開発許可に基づく地位の承継をした個人とし、当該造成を行う個人の死亡により当該造成に関する事業を承継した当該個人の相続人若しくは包括受遺者が当該造成を行う場合には当該死亡した個人又は当該相続人若しくは包括受遺者とする。第七項において同じ。）又は法人（開発許可に基づく地位の承継があつた場合には当該開発許可に基づく地位の承継に係る被承継人である法人又は当該開発許可に基づく地位の承継をした法人とし、当該造成を行う法人の合併による消滅により当該造成に関する事業を引き継いだ当該合併に係る合併法人が当該造成を行う場合には当該合併により消滅した法人又は当該合併法人とし、当該造成を行う法人の分割により当該造成に関する事業を引き継いだ当該分割に係る分割承継法人が当該造成を行う場合には当該分割をした法人又は当該分割承継法人とする。第七項において同じ。）に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該一団の宅地の用に供されるもの（第一号、第二号又は第五号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）

イハ 省 略

十 省 略

十一 開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地（次に掲げる要件を満たすものに限る。）の造成を行う個人（都市計画法第四十四条又は第四十五条に規定する開発許可に基づく地位の承継があつた場合には、当該承継に係る被承継人である個人又は当該地位の承継をした個人。第七項において同じ。）又は法人（同法第四十四条又は第四十五条に規定する開発許可に基づく地位の承継があつた場合には、当該承継に係る被承継人である個人又は当該地位の承継をした法人。第七項において同じ。）に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該一団の宅地の用に供されるもの（第五号又は第九号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）

イロ 省 略

十二 その宅地の造成につき開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地（次に掲げる要件を満たすものに限る。）の造成を行う個人（当該造成を行う個人の死亡により当該造成に関する事業を承継した当該個人の相続人又は包括受遺者が当該造成を行う場合には、当該死亡した個人又は当

八 一団の宅地の造成（次に掲げる要件を満たすものに限る。）を行う個人（都市計画法第四十四条又は第四十五条に規定する開発許可に基づく地位の承継（以下この号において「開発許可に基づく地位の承継」という。）があつた場合には当該開発許可に基づく地位の承継に係る被承継人である個人又は当該開発許可に基づく地位の承継をした個人とし、当該造成を行う個人の死亡により当該造成に関する事業を承継した当該個人の相続人若しくは包括受遺者が当該造成を行う場合には当該死亡した個人又は当該相続人若しくは包括受遺者とする。第七項において同じ。）又は法人（開発許可に基づく地位の承継があつた場合には当該開発許可に基づく地位の承継に係る被承継人である法人又は当該開発許可に基づく地位の承継をした法人とし、当該造成を行う法人の合併による消滅により当該造成に関する事業を引き継いだ当該合併に係る合併法人が当該造成を行う場合には当該合併により消滅した法人又は当該合併法人とし、当該造成を行う法人の分割により当該造成に関する事業を引き継いだ当該分割に係る分割承継法人が当該造成を行う場合には当該分割をした法人又は当該分割承継法人とする。第七項において同じ。）に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該一団の宅地の用に供されるもの（第一号又は第二号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）

イハ 同 上

九 同 上

十 開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地（次に掲げる要件を満たすものに限る。）の造成を行う個人（都市計画法第四十四条又は第四十五条に規定する開発許可に基づく地位の承継があつた場合には、当該承継に係る被承継人である個人又は当該地位の承継をした個人。第七項において同じ。）又は法人（同法第四十四条又は第四十五条に規定する開発許可に基づく地位の承継があつた場合には、当該承継に係る被承継人である個人又は当該地位の承継をした法人。第七項において同じ。）に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該一団の宅地の用に供されるもの（第八号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）

イロ 同 上

十一 その宅地の造成につき開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地（次に掲げる要件を満たすものに限る。）の造成を行う個人（当該造成を行う個人の死亡により当該造成に関する事業を承継した当該個人の相続人又は包括受遺者が当該造成を行う場合には、当該死亡した個人又は当

該相続人若しくは包括受遺者。第七項において同じ。）又は法人（当該造成を行う法人の合併による消滅により当該造成に関する事業を引き継いだ当該合併に係る合併法人が当該造成を行う場合には当該合併により消滅した法人又は当該合併法人とし、当該造成を行う法人の分割により当該造成に関する事業を引き継いだ当該分割に係る分割承継法人が当該造成を行う場合には当該分割をした法人又は当該分割承継法人とする。第七項において同じ。）に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該一団の宅地の用に供されるもの（第五号又は第九号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）

イハ 省 略

十三 一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅（それぞれ次に掲げる要件を満たすものに限る。）の建設を行う個人（当該建設を行う個人の死亡により当該建設に関する事業を承継した当該個人の相続人又は包括受遺者が当該建設を行う場合には、当該死亡した個人又は当該相続人若しくは包括受遺者。次号及び第七項において同じ。）又は法人（当該建設を行う法人の合併による消滅により当該建設に関する事業を引き継いだ当該合併に係る合併法人が当該建設を行う場合には当該合併により消滅した法人又は当該合併法人とし、当該建設を行う法人の分割により当該建設に関する事業を引き継いだ当該分割に係る分割承継法人が当該建設を行う場合には当該分割をした法人又は当該分割承継法人とする。次号及び第七項において同じ。）に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるもの（第五号、第六号、第九号又は前二号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）

イニ 省 略

十四 住宅又は中高層の耐火共同住宅（それぞれ次に掲げる要件を満たすものに限る。）の建設を行う個人又は法人に対する土地等（土地区画整理法による土地区画整理事業の同法第二条第四項に規定する施行地区内の土地等で同法第九十八条第一項の規定による仮換地の指定（仮に使用又は収益をすることができ権利の目的となるべき土地又はその部分の指定を含む。以下この号において同じ。）がされたものに限る。）の譲渡のうち、その譲渡が当該指定の効力発生の日（同法第九十九条第二項の規定により使用又は収益を開始することができる日が定められている場合には、その日）から三年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの間に行われるもので、当該譲渡をした土地等につき仮換地の指定がされた土地等が当該住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるもの（第五号、第六号、第九号又は前三号に掲げる譲渡に該当するものを除

該相続人若しくは包括受遺者。第七項において同じ。）又は法人（当該造成を行う法人の合併による消滅により当該造成に関する事業を引き継いだ当該合併に係る合併法人が当該造成を行う場合には当該合併により消滅した法人又は当該合併法人とし、当該造成を行う法人の分割により当該造成に関する事業を引き継いだ当該分割に係る分割承継法人が当該造成を行う場合には当該分割をした法人又は当該分割承継法人とする。第七項において同じ。）に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該一団の宅地の用に供されるもの（第八号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）

イハ 同 上

十二 一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅（それぞれ次に掲げる要件を満たすものに限る。）の建設を行う個人（当該建設を行う個人の死亡により当該建設に関する事業を承継した当該個人の相続人又は包括受遺者が当該建設を行う場合には、当該死亡した個人又は当該相続人若しくは包括受遺者。次号及び第七項において同じ。）又は法人（当該建設を行う法人の合併による消滅により当該建設に関する事業を引き継いだ当該合併に係る合併法人が当該建設を行う場合には当該合併により消滅した法人又は当該合併法人とし、当該建設を行う法人の分割により当該建設に関する事業を引き継いだ当該分割に係る分割承継法人が当該建設を行う場合には当該分割をした法人又は当該分割承継法人とする。次号及び第七項において同じ。）に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるもの（第五号、第八号又は前二号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）

イニ 同 上

十三 住宅又は中高層の耐火共同住宅（それぞれ次に掲げる要件を満たすものに限る。）の建設を行う個人又は法人に対する土地等（土地区画整理法による土地区画整理事業の同法第二条第四項に規定する施行地区内の土地等で同法第九十八条第一項の規定による仮換地の指定（仮に使用又は収益をすることができ権利の目的となるべき土地又はその部分の指定を含む。以下この号において同じ。）がされたものに限る。）の譲渡のうち、その譲渡が当該指定の効力発生の日（同法第九十九条第二項の規定により使用又は収益を開始することができる日が定められている場合には、その日）から三年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの間に行われるもので、当該譲渡をした土地等につき仮換地の指定がされた土地等が当該住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるもの（第五号、第八号又は前三号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）

イハ 省略

- 5 前項の規定は、法人が、平成四年一月一日から平成十五年十二月三十一日までの間に、その有する土地等の譲渡をした場合において、当該土地等の譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（その譲渡の日から同日以後二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの期間（住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常二年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から政令で定める日までの期間。第七項及び第八項において「予定期間」という。）内に前項第九号から第十四号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが確実にであると認められることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものをいう。）に該当するときに準用する。この場合において、前項中「次に掲げる土地等の譲渡に該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされた」とあるのは、「次項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する」と読み替えるものとする。

6 省略

- 7 第五項の規定（連結事業年度における土地等の譲渡にあつては、第六十八條の六十八第五項の規定）の適用を受けた譲渡に係る土地等の買取りをした第四項第九号から第十二号までの造成又は同項第十三号若しくは第十四号の建設を行う個人又は法人は、当該譲渡の全部又は一部が予定期間内に同項第九号から第十四号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなつた場合には、当該適用に係る土地等の譲渡をした法人に対し、遅滞なく、その該当することとなつた当該土地等の譲渡についてその該当することとなつたことを証する財務省令で定める書類を交付しなければならない。

- 8 第五項の規定（連結事業年度における土地等の譲渡にあつては、第六十八條の六十八第五項の規定）の適用を受けた土地等の譲渡（当該法人が合併法人である場合には、当該合併に係る被合併法人が第五項の規定（当該被合併法人の連結事業年度における土地等の譲渡にあつては、同条第五項の規定）の適用を受けた土地等の譲渡を含む。）の全部又は一部が予定期間の末日において第四項第九号から第十四号までに掲げる土地等の譲渡に該当しない場合には、当該法人に対して課する同日を含む事業年度の所得に対する法人税の額又は清算所得に対する法人税の額は、法人税法第六十六條第一項から第三項まで（これらの規定を同法第一百二條第一項第二号において適用するものとする場合を含む。）、第九十九條及び第四百四十三條第一項から第三項まで並びに第四十二條の四第十一項、第四十二條

イハ 同上

- 5 前項の規定は、法人が、平成四年一月一日から平成十五年十二月三十一日までの間に、その有する土地等の譲渡をした場合において、当該土地等の譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（その譲渡の日から同日以後二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの期間（住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常二年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から政令で定める日までの期間。第七項及び第八項において「予定期間」という。）内に前項第八号から第十三号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが確実にであると認められることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものをいう。）に該当するときに準用する。この場合において、前項中「次に掲げる土地等の譲渡に該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされた」とあるのは、「次項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する」と読み替えるものとする。

6 同上

- 7 第五項の規定（連結事業年度における土地等の譲渡にあつては、第六十八條の六十八第五項の規定）の適用を受けた譲渡に係る土地等の買取りをした第四項第八号から第十一号までの造成又は同項第十二号若しくは第十三号の建設を行う個人又は法人は、当該譲渡の全部又は一部が予定期間内に同項第八号から第十三号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなつた場合には、当該適用に係る土地等の譲渡をした法人に対し、遅滞なく、その該当することとなつた当該土地等の譲渡についてその該当することとなつたことを証する財務省令で定める書類を交付しなければならない。

- 8 第五項の規定（連結事業年度における土地等の譲渡にあつては、第六十八條の六十八第五項の規定）の適用を受けた土地等の譲渡（当該法人が合併法人である場合には、当該合併に係る被合併法人が第五項の規定（当該被合併法人の連結事業年度における土地等の譲渡にあつては、同条第五項の規定）の適用を受けた土地等の譲渡を含む。）の全部又は一部が予定期間の末日において第四項第八号から第十三号までに掲げる土地等の譲渡に該当しない場合には、当該法人に対して課する同日を含む事業年度の所得に対する法人税の額又は清算所得に対する法人税の額は、法人税法第六十六條第一項から第三項まで（これらの規定を同法第一百二條第一項第二号において適用するものとする場合を含む。）、第九十九條及び第四百四十三條第一項から第三項まで並びに第四十二條の五第五項、第四十二條の

の五第五項、第四十二条の六第六項及び第七項、第四十二条の七第六項及び第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第六項及び第七項、第四十二条の十一第十一項及び第十二項、第六十二条第一項、第一項、次条第一項、第六十七條の二第二項並びに第六十八條第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該土地等の譲渡に係る譲渡利益金額の合計額に百分の五の割合を乗じて計算した金額として政令で定める金額を加算した金額とする。

9・10 省 略

11 第一項又は第八項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 省 略

二 第四十二条の四から第四十二条の七まで及び第四十二条の九から第四十二条の十一までの規定の適用については、第四十二条の四第一項、第四十二条の五第二項、第四十二条の六第二項、第四十二条の七第二項及び第四十二条の九第一項中「並びに第四十二条の十一第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」とあるのは、「第四十二条の十一第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項並びに第六十二条の三」と、第四十二条の十第二項中「並びに次条第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」とあるのは、「次条第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」とあるのは、「前条第二項から第四項まで、第六項及び第七項」とあるとする。

12・13 省 略

(短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率)

第六十三条 法人が短期所有に係る土地の譲渡等をした場合には、当該法人に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額又は清算所得に対する法人税の額は、法人税法第六十六条第一項から第三項まで（これらの規定を同法第二百二条第一項第二号において適用するものとする場合を含む。）、第九十九条及び第四百四十三条第一項から第三項まで並びに第四十二条の四第十一項、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第六項及び第七項、第四十二条の七第六項及び第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第六項及び第七項、第四十二条の十一第十一項及び第十二項、第六十二条第一項、前条第一項及び第八項、第六十七條の二第一項並びに第六十八條第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、

第七第六項及び第七項、第四十二条の八第六項及び第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第六項及び第七項、第四十二条の十一第六項及び第七項、第六十二条第一項、第一項、次条第一項、第六十七條の二第二項並びに第六十八條第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該土地等の譲渡に係る譲渡利益金額の合計額に百分の五の割合を乗じて計算した金額として政令で定める金額を加算した金額とする。

9・10 同 上

11 同 上

一 同 上

二 第四十二条の四、第四十二条の五及び第四十二条の七から第四十二条の十一までの規定の適用については、第四十二条の四第一項、第四十二条の五第二項、第四十二条の七第二項、第四十二条の八第二項及び第四十二条の九第一項中「並びに第四十二条の十一第二項から第四項まで、第六項及び第七項」とあるのは、「第四十二条の十一第二項から第四項まで、第六項及び第七項並びに第六十二条の三」と、第四十二条の十第二項中「並びに次条第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」とあるのは、「次条第二項から第四項まで、第六項及び第七項」とあるのは、「前条第二項から第四項まで、第六項及び第七項並びに第六十二条の三」とする。

12・13 同 上

(短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率)

第六十三条 法人が短期所有に係る土地の譲渡等をした場合には、当該法人に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額又は清算所得に対する法人税の額は、法人税法第六十六条第一項から第三項まで（これらの規定を同法第二百二条第一項第二号において適用するものとする場合を含む。）、第九十九条及び第四百四十三条第一項から第三項まで並びに第四十二条の五第五項、第四十二条の七第六項及び第七項、第四十二条の八第六項及び第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第六項及び第七項、第四十二条の十一第六項及び第七項、第六十二条第一項、前条第一項及び第八項、第六十七條の二第一項並びに第六十八條第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法

これらの規定により計算した法人税の額に、当該短期所有に係る土地の譲渡等に係る譲渡利益金額の合計額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

2 省 略

3 第一項の規定は、短期所有に係る土地の譲渡等のうち、土地等の譲渡で次に掲げるものに該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものについては、適用しない。

一 国、地方公共団体その他これらに準ずる法人に対する土地等の譲渡で政令で定めるもの（第十号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）

二 十 省 略

4 5 7 省 略

（収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例）

第六十四条 法人（清算中の法人を除く。以下この条、次条、第六十五条第三項及び第六十五条の二において同じ。）の有する資産（棚卸資産を除く。以下この条、次条、第六十五条第三項及び第六十五条の二において同じ。）で次の各号に規定するものが当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合（第六十五条第一項の規定に該当する場合を除く。）において、当該法人が当該各号に規定する補償金、対価又は清算金の額（当該資産の譲渡（消滅及び価値の減少を含む。以下この款において同じ。）に要した経費がある場合には、当該補償金、対価又は清算金の額のうちから支出したものととして政令で定める金額を控除した金額。以下次条までにおいて同じ。）の全部又は一部に相当する金額をもつて当該各号に規定する収用、買取り、換地処分、権利変換、買収、買入れ又は消滅（以下この款において「収用等」という。）のあつた日を含む事業年度において当該収用等により譲渡した資産と同種の資産その他のこれに代わるべき資産として政令で定めるもの（以下第六十五条までにおいて「代替資産」という。）の取得（製作及び建設を含む。以下第六十五条までにおいて同じ。）をし、当該代替資産につき、当該事業年度終了の時に於いて、その取得価額（その額が当該補償金、対価又は清算金の額（既に代替資産の取得に充てられた額があるときは、その額を控除した額）を超える場合には、その超える金額を控除した金額。次条第九項において同じ。）に、補償金、対価若しくは清算金の額から当該譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額を控除した残額の当該補償金、対価若しくは清算金の額に対する割合（次条において「差益割合」という。）を乗じて計算した金額（以下この項及

人税の額に、当該短期所有に係る土地の譲渡等に係る譲渡利益金額の合計額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

2 同 上

3 同 上

一 土地等の譲渡で国又は地方公共団体に対するもの（第十号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）

二 十 同 上

4 5 7 同 上

（収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例）

第六十四条 同 上

び第八項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により経理したときは、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一・二 省略

三 土地又は土地の上に存する権利（以下この款において「土地等」という。）につき土地区画整理法による土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（以下第六十五条の四までにおいて「大都市地域住宅等供給促進法」という。）による住宅街区整備事業、新都市基盤整備法による土地整理又は土地改良法による土地改良事業若しくは独立行政法人緑資源機構法第十一号イの事業が施行された場合において、当該土地等に係る換地処分により土地区画整理法第九十四条（大都市地域住宅等供給促進法第八十二条第一項及び新都市基盤整備法第三十七条において準用する場合を含む。）の規定による清算金（土地区画整理法第九十条（大都市地域住宅等供給促進法第八十二条第一項及び新都市基盤整備法第三十六条において準用する場合を含む。）の規定により換地又は当該権利の目的となるべき宅地若しくはその部分を定められなかつたこと及び大都市地域住宅等供給促進法第七十四条第四項又は第九十条第一項の規定により大都市地域住宅等供給促進法第七十四条第四項に規定する施設住宅の一部等又は大都市地域住宅等供給促進法第九十条第二項に規定する施設住宅若しくは施設住宅敷地に関する権利を定められなかつたことにより支払われるものを除く。）又は土地改良法第五十条の二第四項（同法第八十九条の二第十項、第九十六条及び第九十六条の四並びに独立行政法人緑資源機構法第十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する清算金（土地改良法第五十三条の二の二第一項（同法第八十九条の二第三項、第九十六条及び第九十六条の四並びに独立行政法人緑資源機構法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定により地積を特に減じて換地若しくは当該権利の目的となるべき土地若しくはその部分を定められたこと又は換地若しくは当該権利の目的となるべき土地若しくはその部分を定められなかつたことにより支払われるものを除く。）を取得するとき。

三の二 八 省略

2 5 12 省略

一・二 同上

三 土地又は土地の上に存する権利（以下この款において「土地等」という。）につき土地区画整理法による土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（以下第六十五条の四までにおいて「大都市地域住宅等供給促進法」という。）による住宅街区整備事業、新都市基盤整備法による土地整理又は土地改良法による土地改良事業若しくは緑資源公団法第十八条第一項第七号イの事業が施行された場合において、当該土地等に係る換地処分により土地区画整理法第九十四条（大都市地域住宅等供給促進法第八十二条第一項及び新都市基盤整備法第三十七条において準用する場合を含む。）の規定による清算金（土地区画整理法第九十条（大都市地域住宅等供給促進法第八十二条第一項及び新都市基盤整備法第三十六条において準用する場合を含む。）の規定により換地又は当該権利の目的となるべき宅地若しくはその部分を定められなかつたこと及び大都市地域住宅等供給促進法第七十四条第四項又は第九十条第一項の規定により大都市地域住宅等供給促進法第七十四条第四項に規定する施設住宅の一部等又は大都市地域住宅等供給促進法第九十条第二項に規定する施設住宅若しくは施設住宅敷地に関する権利を定められなかつたことにより支払われるものを除く。）又は土地改良法第五十四条の二第四項（同法第八十九条の二第十項、第九十六条及び第九十六条の四並びに緑資源公団法第二十二条の四第二項において準用する場合を含む。）に規定する清算金（土地改良法第五十三条の二の二第一項（同法第八十九条の二第三項、第九十六条及び第九十六条の四並びに緑資源公団法第二十二条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により地積を特に減じて換地若しくは当該権利の目的となるべき土地若しくはその部分を定められたこと又は換地若しくは当該権利の目的となるべき土地若しくはその部分を定められなかつたことにより支払われるものを除く。）を取得するとき。

三の二 八 同上

2 5 12 同上